

浜田地区広域行政組合介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、浜田地区広域行政組合（以下「組合」という。）が行う介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語は、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「施行規則」という。）、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針（平成27年厚生労働省告示第196号）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」）において使用する用語の例による。

(事業の内容)

第3条 浜田地区広域行政組合管理者（以下「管理者」という。）は、総合事業として、次に掲げる事業を行う。

(1) 訪問型サービス（第1号訪問事業）

ア 指定相当訪問型サービス

施行規則第140条の63の6第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和6年厚生労働省告示第84号。以下「指定相当訪問型サービス等基準」という。）第3条に規定する、指定事業者により実施するもの

イ 訪問型サービスA（緩和型）

指定事業者により実施する指定相当訪問型サービスに係る基準よりも緩和した基準によるもの

(2) 通所型サービス（第1号通所事業）

ア 指定相当通所型サービス

指定相当訪問型サービス等基準第47条に規定する指定事業者により実施するもの

イ 通所型サービスA（緩和型）

指定事業者により実施する指定相当通所型サービスに係る基準よりも緩和した基準によるもの

(3) 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 63 の 6 第 1 号イに規定する基準に従って法第 115 条の 45 の 3 第 1 項に規定する指定事業者が行う法第 140 条の 45 の 3 第 1 項第 1 号ニに規定する第 1 号介護予防支援事業

（事業の利用申請及び決定）

第 4 条 前条第 1 号及び第 2 号に規定する事業の利用を希望する者は、浜田地区広域行政組合総合事業利用申請書（様式第 1 号）により管理者に申請しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、利用の可否を決定し、浜田地区広域行政組合総合事業対象者決定通知書（様式第 2 号）により申請者に通知するものとする。

（第 1 号事業に要する費用の額）

第 5 条 施行規則第 140 条の 63 の 2 第 1 項第 3 号イの規定により組合が定める第 1 号訪問事業、第 1 号通所事業又は第 1 号介護予防支援事業に要する費用の額は、別表に掲げる単位数に 10 円を乗じて算定するものとする。

2 前項の規定により算定した場合において、当該額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

（第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業に係る第 1 号事業支給費の額）

第 6 条 第 1 号訪問事業又は第 1 号通所事業に係る第 1 号事業支給費の額は、前条の規定により算定した費用の額（当該額が現に当該事業のサービスに要した費用の額を超えるときは、当該事業のサービスに要した費用の額とする。）の 100 分の 90 に相当する額とする。

2 一定以上の所得を有する第 1 号被保険者に係る第 1 号事業支給費について前項の規定を適用する場合は、法第 59 条の 2 に規定する額とする。

（第 1 号事業支給費に係る審査及び支払）

第 7 条 管理者は、第 1 号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を、法第 115 条の 45 の 3 第 6 項の規定により島根県国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第 1 号事業支給費に係る支給限度額）

第 8 条 事業対象者の第 1 号事業支給費の支給限度額は、要支援 1 の介護予防サービス費等区分支給限度額相当とする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者が認めた場合は、1 月に限り要支援 2 の介護予防サービス費等区分支給限度額相当とすることができる。

（高額介護予防サービス費等相当事業）

第9条 管理者は、高額介護予防サービス費相当事業及び高額医療合算介護予防サービス費相当事業（以下「高額介護予防サービス費等相当事業」という。）を行う。

2 高額介護予防サービス費等相当事業の利用者負担段階及び負担限度額等については、法第61条及び法第61条の2に定める規定を準用する。

（指定事業者の指定の申請）

第10条 指定事業者の指定は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

(1) 指定相当訪問型サービス

訪問介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

(2) 訪問型サービスA（緩和型）

指定相当訪問型サービス等に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者

(3) 指定相当通所型サービス

通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者又は地域密着型通所介護に係る事業者の指定を受けた者若しくは受けようとする者

(4) 通所型サービスA（緩和型）

指定相当通所型サービス等に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者

（指定事業者の指定の更新の申請）

第11条 指定事業者の指定の更新は、次の各号に掲げるサービスの区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる者からの申請により行う。

(1) 指定相当訪問型サービス

前条第1号の規定による指定事業者（訪問介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(2) 訪問型サービスA（緩和型）

前条第2号の規定による指定事業者

(3) 指定相当通所型サービス

前条第3号の規定による指定事業者（通所介護に係る事業者の指定を受けた者又は受けようとする者に限る。）

(4) 通所型サービスA（緩和型）

前条第4号の規定による指定事業者

（指定の基準）

第 12 条 指定事業者は、別に定める基準に従い事業を行うものとする。

(指定の有効期間)

第 13 条 法第 115 条の 45 の 6 第 2 項に規定する有効期間は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める期間とする。

- (1) 指定の有効期間は、指定事業者の指定の日又は指定更新の日から起算して 6 年とする。
- (2) 島根県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年島根県条例第 64 号）第 5 条に規定する指定訪問介護若しくは第 99 条に規定する指定通所介護又は浜田地区広域行政組合指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年浜田地区広域行政組合条例第 5 号）第 19 条に規定する指定地域密着型通所介護（以下「指定居宅サービス」という。）の指定を受けている者が、当該指定を受けた後に、第 3 条第 1 号及び第 2 号に規定する第 1 号事業に係る指定を受け、かつ、指定居宅サービスと第 1 号事業の事業とを同一の事業所において一体的に運営する場合における第 1 号事業に係る最初の指定の有効期間は、指定居宅サービスに係る指定の有効期間の満了の日までとする。

(指導及び監査)

第 14 条 管理者は、総合事業の適切かつ有効な実施のため、総合事業を実施する者に対して、指導及び監査を行うものとする。

(その他)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施工期日)

- 1 この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(業務継続計画未策定減算に係る経過措置)

- 2 令和 7 年 3 月 31 日までの間は、別表の訪問型サービス費の(1)の注 4、通所型サービスの(1)の注 4 並びに介護予防ケアマネジメント費の(1)の注 3 の規定は、適用しない。

附 則

この告示は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条関係）

指定相当訪問型サービス、訪問型サービス A（緩和型）、指定相当通所型サ

ービス、通所型サービスA（緩和型）、介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、それぞれ次に掲げる単位数により算定するものとする。

1 訪問型サービス費

(1) 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 1週に1回程度の場合 1,176単位

イ 1週に2回程度の場合 2,349単位

ウ 1週に2回を超える程度の場合 3,727単位

注 1 利用者に対して、指定相当訪問型サービス事業所（指定相当訪問型サービス等基準第4条第1項に規定する指定相当訪問型サービス事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（同項に規定する訪問介護員等をいう。以下同じ。）が、指定相当訪問型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第14条に規定する介護予防サービス計画をいう。以下同じ）に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

注 2 (1)については、介護保険法施行規則第22条の23第1項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 指定相当訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定相当訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定し、指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、指定相当訪問型サービスを

行った場合は、所定単位数の100分の85に相当する単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める基準に該当する指定相当訪問型サービス事業所が、同一敷地内建物等に居住する利用者（指定相当訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）に対して、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の88に相当する単位数を算定する。

注 6 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、厚生労働省の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出を行おうとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電子通信回線を通じて情報が送信され、厚生労働省の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの（やむを得ない事情により当該方法による届出を行うことができない場合にあっては、電子メールの利用その他の適切な方法とする。以下「電子情報処理組織を使用する方法」という。）により、管理者に対し、厚生労働省老健局長（以下「老健局長」という。）が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 7 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下であって、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 8 指定相当訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 9 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けて

いる間は、訪問型サービス費は、算定しない。

注 10 (1)について、利用者が第3条に規定する指定相当訪問型サービス事業所において指定相当訪問型サービスを受けている間は、当該指定相当訪問型サービス事業所以外の指定相当訪問型サービス事業所が指定相当訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。

(2) 初回加算 200単位

注 指定相当訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第40条第2号に規定する訪問型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（指定相当訪問型サービス等基準第4条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った場合又は当該指定相当訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の指定相当訪問型サービスを行った日の属する月に指定相当訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 生活機能向上連携加算

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

注 1 アについて、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第79条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サ

ービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

注 2 イについて、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状態等の評価を共同で行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく指定相当訪問型サービスを行ったときは、初回の当該指定相当訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月に付き所定単位数を加算する。ただし、アを算定している場合は、算定しない。

(4) 口腔連携強化加算 50単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び担当職員（指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号）第2条第1項に規定する担当職員をいう。）、介護支援専門員（同条第2項に規定する介護支援専門員をいう。）又は第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。）に従事する者に対し、当該評価の結果の情報提供を行ったときは、口腔連携強化加算として、1月に1回に限り所定単位数を加算する。

(5) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問

型サービス事業所が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当訪問型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）（1）から（4）までにより算定した単位数の1000分の163に相当する単位数

- ク 介護職員等処遇改善加算（V）(8) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 158 に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（V）(9) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 142 に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（V）(10) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 139 に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（V）(11) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 121 に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（V）(12) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 118 に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（V）(13) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 100 に相当する単位数
- セ 介護職員等処遇改善加算（V）(14) (1)から(4)までにより算定した単位数の 1000 分の 76 に相当する単位数

2 訪問型サービスA（緩和型）費

(1) 訪問型サービス費 A1 225 単位

（事業対象者・要支援 1・2 1回につき 45分以上 60分未満）

(2) 訪問型サービス費 A2 183 単位

（事業対象者・要支援 1・2 1回につき 20分以上 45分未満）

注 1 利用者に対して、訪問型サービスA（緩和型）事業所（訪問型サービスA（緩和型）を提供する事業所をいう。以下同じ。）の従事者（訪問型サービスA（緩和型）の提供に当たる介護福祉士、看護師、実務者研修修了者、介護職員初任者研修等修了者、生活援助従事者研修修了者又は管理者が指定する研修受講者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスA（緩和型）を行った場合に、1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

ただし、(1)及び(2)について、週1回程度提供し、1(1)アを超える場合、1(1)アの単位数を用いる。週2回程度提供し、1(1)イを超える場合、1(1)イの単位数を用いる。週2回を超える程度提供し、1(1)ウを超える場合、1(1)ウの単位数を用いる。

注 2 訪問型サービスA（緩和型）事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービスA（緩和型）事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービスA（緩和型）事業所における 1月

当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービス A（緩和型）を行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

注 3 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス A（緩和型）費は、算定しない。

(3) 初回加算 200 単位

注 訪問型サービス A（緩和型）事業所において、新規に訪問型サービス A 計画（訪問型サービス A（緩和型）に係るサービスの提供に当たり、利用者の日常生活全般の状況及び利用者又はその家族の希望を踏まえて、訪問型サービス A（緩和型）の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した計画をいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（介護福祉士、看護師、実務者研修修了者又は介護職員初任者研修等修了者をいう。以下この注において同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービス A（緩和型）を行った日の属する月に訪問型サービス A（緩和型）を行った場合又は当該訪問型サービス A（緩和型）事業所のその他の従事者が初回若しくは初回の訪問型サービス A（緩和型）を行った日の属する月に訪問型サービス A（緩和型）を行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1 月に付き所定単位数を加算する。

3 通所型サービス費

(1) 1 週当たりの標準的な回数を定める場合（1 月につき）

ア 事業対象者・要支援 1・2 1,798 単位

イ 事業対象者・要支援 2 3,621 単位

注 1 看護職員（指定相当訪問型サービス等基準第 48 条第 2 号に規定する看護職員をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（同条第 1 項に規定する指定相当通所型サービス事業所をいう。以下同じ。）において、指定相当通所型サービスを行った場合に、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が

定めるところにより算定する。

注 2 利用者が事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については(1)アに掲げる所定単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の指定相当通所型サービスが必要とされた場合については(1)イに掲げる所定単位数を、それぞれ算定する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 5 通所型サービス従業者（指定相当訪問型サービス等基準第48条第1項に規定する通所型サービス従業者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、指定相当通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 6 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、介護予防通所介護（従来型）費は、算定しない。

注 7 (1)について、利用者が第3条に規定する指定相当通所型サービス事業所において指定相当通所型サービスを受けている間は、当該指定相当通所型サービス事業所以外の指定相当通所型サービス事業所が指定相当通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。

注 8 指定相当通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定相当通所型サービス事業所と同一建物から当該指定相当通所型サービス事業所に通う者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

(1) (1)アを算定している場合（1月につき） 376単位

(2) (1)イを算定している場合（1月につき） 752単位

注 9 利用者に対して、その居宅と指定相当通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（(1)アを算定している場合は1月につき376単位を、(1)イを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、注8を算定している場合は、この限りでない。

(2) 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- 1 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（指定相当訪問型サービス等基準第63条第2号に規定する通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- 2 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- 3 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

(3) 若年性認知症利用者受入加算 240単位

注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者

となったものをいう。以下同じ。) ごとに個別の担当者を定めているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(4) 栄養アセスメント加算 50単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- 1 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- 2 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者((6)の注において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- 3 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- 4 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

(5) 栄養改善加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」と

いう。)を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- 1 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- 2 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- 3 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っていると同時に、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- 4 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- 5 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定相当通所型サービス事業所であること。

(6) 口腔機能向上加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして管理者に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及び(8)において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月に付き次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

(7) 一体的サービス提供加算 480単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(5)又は(6)を算定している場合は、算定しない。

(8) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

（ア） 事業対象者・要支援 1・2 88 単位

（イ） 事業対象者・要支援 2 176 単位

イ サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

（ア） 事業対象者・要支援 1・2 72 単位

（イ） 事業対象者・要支援 2 144 単位

ウ サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

（ア） 事業対象者・要支援 1・2 24 単位

（イ） 事業対象者・要支援 2 48 単位

(9) 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100 単位

イ 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200 単位

(10) 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次

に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

ア 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

(11) 科学的介護推進体制加算 40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所が、利用者に対し指定相当通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ア 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

イ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、指定相当通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

(12) 介護職員等処遇改善加算

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った事業所が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、管理者に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定相当通所型サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、指定相当通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ア 介護職員等処遇改善加算（V）(1) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数
- イ 介護職員等処遇改善加算（V）(2) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数
- ウ 介護職員等処遇改善加算（V）(3) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数
- エ 介護職員等処遇改善加算（V）(4) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数
- オ 介護職員等処遇改善加算（V）(5) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数
- カ 介護職員等処遇改善加算（V）(6) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- キ 介護職員等処遇改善加算（V）(7) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数
- ク 介護職員等処遇改善加算（V）(8) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- ケ 介護職員等処遇改善加算（V）(9) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数
- コ 介護職員等処遇改善加算（V）(10) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数
- サ 介護職員等処遇改善加算（V）(11) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数
- シ 介護職員等処遇改善加算（V）(12) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- ス 介護職員等処遇改善加算（V）(13) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（V）(14) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

4 通所型サービスA（緩和型）費

(1) 通所型サービス費A1（2時間以上5時間未満）

ア 事業対象者・要支援1・2 1,480単位

イ 事業対象者・要支援1・2 2,960単位

(2) 通所型サービス費A2全日（5時間以上）

ア 事業対象者・要支援1・2 1,480単位

イ 事業対象者・要支援1・2 2,960単位

(3) 通所型サービス費A2半日（2時間以上5時間未満）

ア 事業対象者・要支援1・2 1,251単位

イ 事業対象者・要支援1・2 2,502単位

(4) 通所型サービス費A3（2時間以上5時間未満）

ア 事業対象者・要支援1・2 976単位

イ 事業対象者・要支援1・2 1,953単位

注1 利用者に対して、通所型サービスA（緩和型）事業所（通所型サービスA（緩和型）を提供する事業所をいう。以下同じ。）の従事者が、通所型サービスA（緩和型）を行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1月に付き、それぞれ所定単位数を算定する。

ア 週1回程度の通所型サービスA（緩和型）

イ 週2回程度の通所型サービスA（緩和型）

注2 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービスA（緩和型）費は、算定しない。

注3 利用者が第3条に規定する通所型サービスA（緩和型）事業所において通所型サービスA（緩和型）を受けている間は、当該通所型サービスA（緩和型）事業所以外の通所型サービスA（緩和型）事業所が通所型サービスA（緩和型）を行った場合に、通所型サービスA（緩和型）費は、算定しない。

(5) 複合プログラム実施加算 200単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして管理者に届け出て、利用者の運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上を目的としたプログラムを複合的に実施した場合は、1月に付き所定単位数を加算

する。

- 1 当該事業所の管理者及び従業者並びに当該事業所を運営する法人が運営する通所介護若しくは地域密着型通所介護事業所の従業者との連携により、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上プログラムを複合的に実施できるように、複合プログラム実施計画書を作成すること。
- 2 利用者ごとの複合プログラム実施計画に従い、当該事業所の従業者が、運動器の機能向上、栄養改善及び口腔機能向上プログラムを複合的に実施しているとともに、利用者の運動器の機能、栄養及び口腔機能の状態を定期的に記録していること。
- 3 利用者ごとの複合プログラム実施計画の進捗状況を定期的に評価し、当該利用者に係る介護予防支援事業者に報告していること。

(6) 維持・改善評価加算 120単位

注 次に掲げるいずれかの基準に適合している場合に、評価対象期間（維持・改善評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月に付き所定単位数を加算する。

- 1 前年の1月1日から12月31日までの12月の間に、6月以上通所型サービスA（緩和型）を連続利用した者が3人以上の場合で、介護度が維持・改善された人数の割合が60%以上であること。
- 2 前年の1月1日から12月31日までの12月の間に、6月以上通所型サービスA（緩和型）を連続利用した者が2人以下の場合で、介護度が維持・改善された人数が1人以上いること。

5 介護予防ケアマネジメント費

(1) 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） 442 単位

注 1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(2) 初回加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規に介護予防ケアプラン（介護予防ケアマネジメント事業所が作成する介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(3) 委託連携加算 300 単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

様式第 2 号（第 4 条関係）

年 月 日

様

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合総合事業対象者決定通知書

次のとおり総合事業対象者の判定結果を通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	

基本チェックリスト実施日	
判定結果	
判定理由	

問い合わせ先

697-8501

島根県浜田市殿町 1 番地

浜田地区広域行政組合 介護保険課

電話番号 0855-25-1520